

草加市情報公開条例〔抜粋〕

平成 12 年 12 月 21 日  
条例 第 30 号

( 公文書の公開義務 )

第 7 条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られにくい認められるもの

(2) 法人その他の団体（実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

イ 市民の生活に支障を及ぼす違法又は著しく不当な事業活動に関する情報

(3) 公開することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかであると認められる相当の理由がある情報

(4) 実施機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

(5) 実施機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げる情報その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする情報又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする情報

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国若しくは他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害す

る情報

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する情報

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼす情報

オ 実施機関又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業等に係る事業に関し、その企業等の経営上の正当な利益を害する情報

(6) 法令又は条例の規定により公開することができないとされている情報

( 審議会等の会議の公開 )

第 2 4 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関（以下「審議会等」という。）の会議は、非公開情報のいずれかに該当する事項を審議する場合を除き、公開する。

- 2 審議会等の会議の公開又は非公開は、前項の規定に基づき、審議会等の長が会議に諮って決定する。
- 3 何人も、公開と決定された審議会等の会議を傍聴することができる。
- 4 実施機関は、公開と決定された審議会等の会議に係る会議録及び会議資料を公開するものとする。

附 則

この条例は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成14年条例第47号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第30号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第24号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第33号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。